序 章 はじめに

序章

はじめに

序-1 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、個性的で快適な都市づくりを進めるため、高浜市(以下、「本市」といいます。)の将来ビジョン、都市・地域づくりの方針およびその方策を定めることにより、本市の都市計画に関する指針としての役割を果たすものです。

序-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、高浜市総合計画をはじめとする各種上位計画に即して定めるものです。

図 都市計画マスタープランの位置づけ

愛知県

西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(西三河都市計画区域マスタープラン)

(都市計画法第6条の2)



高浜市総合計画 高浜市版総合戦略

高浜市人口ビジョン

高浜市国土強靭化地域計画



高浜市都市計画マスタープラン

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

(都市計画法第18条の2)

都市計画施設等 の分野別計画

序一3 計画区域および計画期間

都市計画マスタープランの計画区域は、本市の行政区域全域とします。また、目標年次は、およそ10年後の2032年(令和14年)とします。